

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次

第1章	総 則	2
第1	推進計画の目的	2
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	2
第2章	災害対策本部の設置等	3
第1	災害対策本部の設置	3
第2	災害対策本部の組織及び運営	3
第3	災害応急対策要員の参集	3
第3章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	4
第1	南海トラフ地震臨時情報について	4
第2	防災対応について	4
第3	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	5
第4章	地震発生時の応急対策	6
第1	地震発生時の応急対策	6
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	9
第6章	関係者との連携協力の確保に関する計画	10
第1	資機材、人員等の配備手配	10
第2	自衛隊の災害派遣	11
第3	物資の備蓄・調達	11
第4	帰宅困難者への対応	11
第5	他機関に対する応援要請	11
第7章	防災訓練計画	12
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	13
第9章	津波に関する事項	15

〈前文〉

- 東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）」が制定された。
- また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が平成15年12月に中央防災会議で決定された。
- これらを受けて、中央防災会議は、平成16年3月に「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」を、平成17年3月に、「東南海・南海地震の地震防災戦略」を策定した。また、東南海・南海法第3条の規定に基づき指定された1都2府18県652市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。
- その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という）に改正され、同年12月に施行された。
- これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。
- この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。
- この目標を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかななければならない。
- なお、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、「東南海・南海地震の地震防災戦略」及び「東海地震の地震防災戦略」は廃止する。
- また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

第1章 総 則

■ 施策

		担当課等
第1	推進計画の目的	危機管理課
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	危機管理課

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」における南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5節「防災関係機関の業務大綱」の定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

■ 施策

	担当課等
第1 災害対策本部の設置	危機管理課
第2 災害対策本部の組織及び運営	危機管理課
第3 災害応急対策要員の参集	危機管理課

第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されえる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法23条の2第1項に基づき、直ちに松原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2 災害対策本部の組織及び運営

- (1) 災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、松原市災害対策本部条例及び松原市地域防災計画第3編地震災害応急対策（以下「地震災害応急対策」という。）第1章第1節第1「組織動員配備体制」に定めるところによる。
- (2) 本部長に事故等あるときの職務代理者の順位は、次のとおりとする。
 - ア 市長公室担当副市長
 - イ 前号の者に事故等あるときは、他の副市長
 - ウ 前2号の者に事故等あるときは、教育長
 - エ 前3号の者に事故等あるときは、市長公室長

第3 災害応急対策要員の参集

- (1) 市長は、夜間休日等勤務時間外及び通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を業務計画に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

■ 施策

	担当課等
第1 南海トラフ地震臨時情報について	危機管理課
第2 防災対応について	危機管理課
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	危機管理課

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定地震域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界意外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家族等における備蓄の確認等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

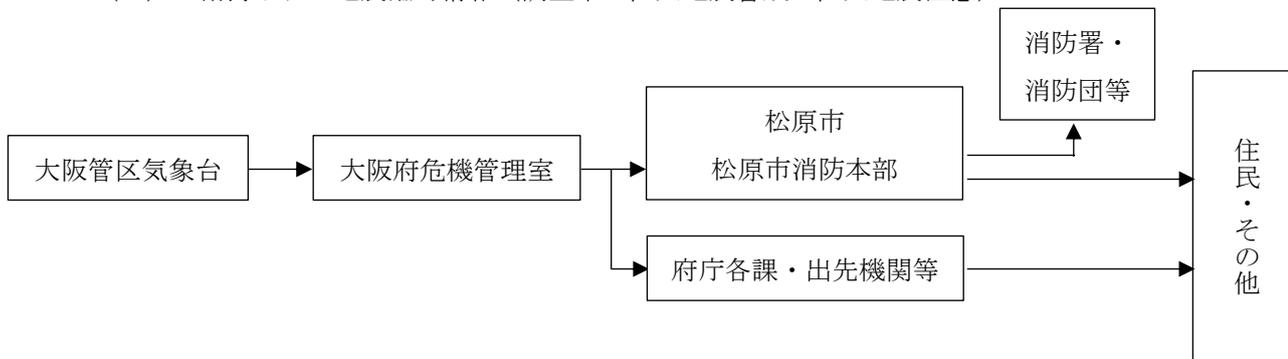
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲M7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

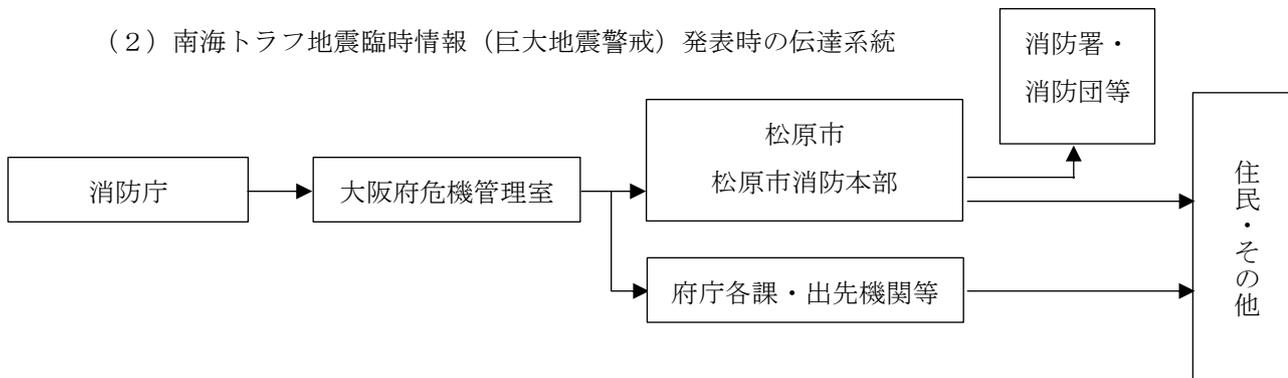
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4章 地震発生時の応急対策

■ 施策

	担当課等
第1 地震発生時の応急対策	危機管理課、地域保健課、消防本部、関係機関

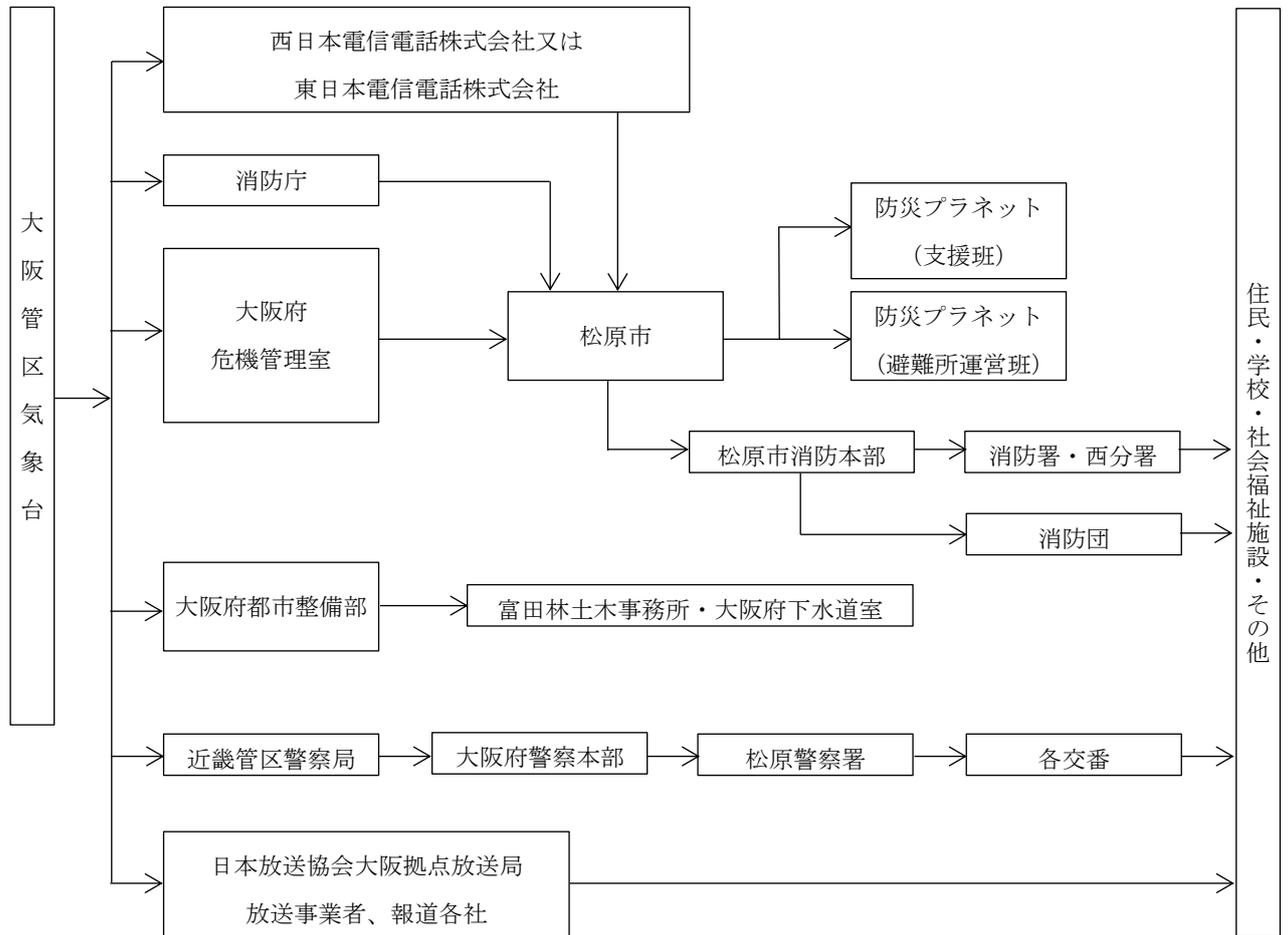
第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割は、次のとおりとする。

地震及び津波の伝達系統は、次のとおりである。

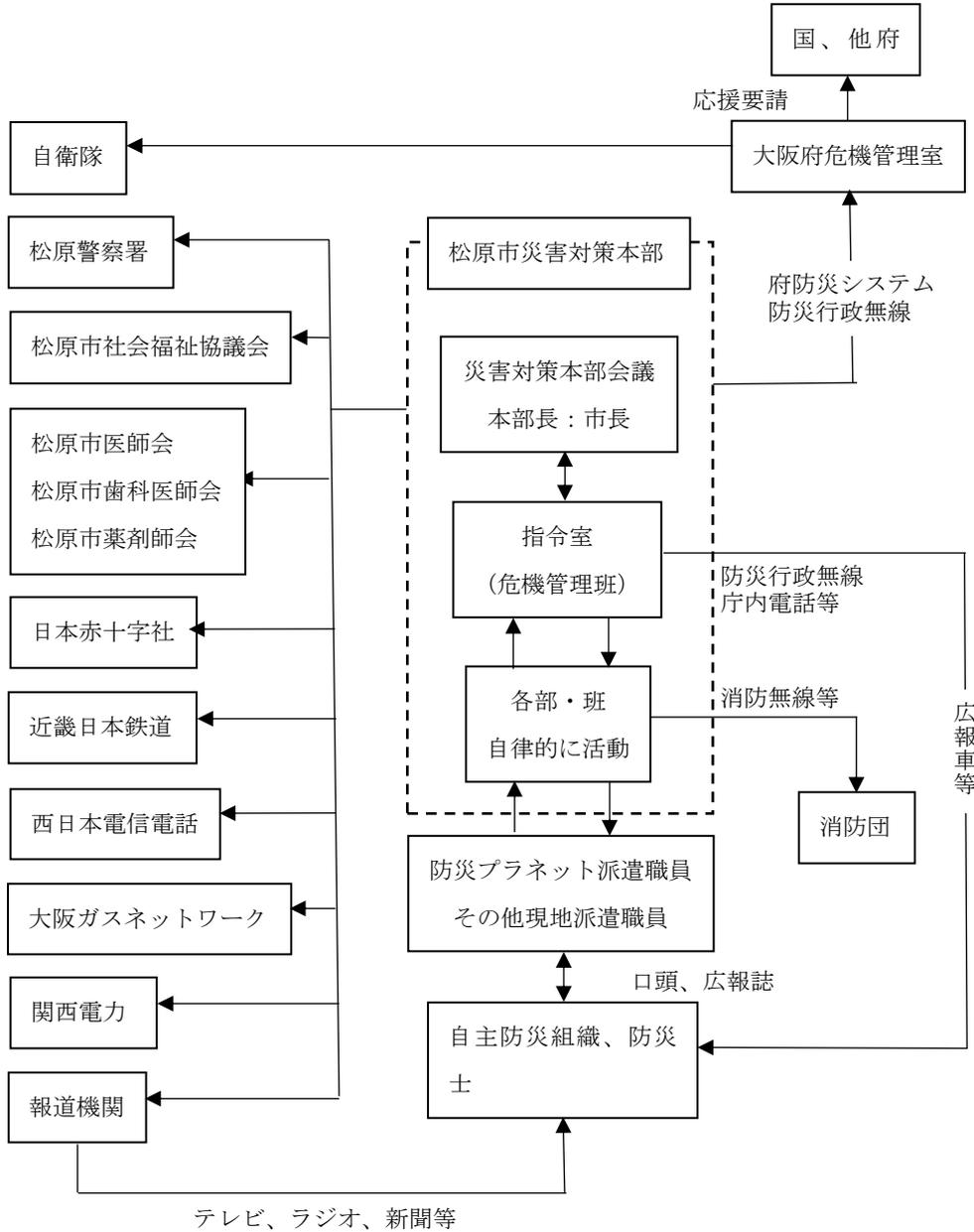
〈地震及び津波に関する情報伝達系統図〉



(2) 情報の収集・伝達については、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、ひとつの手段に支障がでてでも対応できるよう、バックアップ体制を検討する。

(3) その他通信連絡の必要な事項については、次のとおりとする。

〈災害情報収集伝達体制〉



2 施設の緊急点検・巡視

市は、地震発生後、必要に応じて市域内の公共施設等を防災活動の拠点とし、公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、危険物施設等の所有者等に対して必要に応じた施設の点検・応急措置をするよう指導する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動

(1) 消火活動、救助・救急活動に関しては、第3編「地震災害応急対策第1章第8節（消火・救助・救急活動）」に定めるところによる。

- (2) 医療活動に関しては、第3編「地震災害応急対策第1章第9節（医療救護活動）」に定めるところによる。

5 輸送活動

輸送活動については、第3編「地震災害応急対策第1章第12節（交通規制・緊急輸送活動）」に定めるところによる。

6 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3編「地震災害応急対策第2章第6節（保健衛生活動）」に定めるところによる。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

■ 施策

市は、地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、「松原市耐震改修促進計画」及び「第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）」による。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

2 避難地の整備

- (1) 避難地標識等による住民への周知を徹底する。
- (2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (3) 複数の進入口を整備する。
- (4) バリアフリー化を促進する。
- (5) 女性に配慮した更衣室、トイレ、授乳室等の設備を設ける。

3 避難路の整備

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進する。
- (2) 落下物・倒壊物等が生じないように安全対策を講じる。
- (3) バリアフリー化を促進する。

4 消防用施設の整備等

- (1) 避難誘導・救助活動のための拠点施設整備
- (2) 耐震性貯水槽・防火水槽
- (3) 消防車両等
- (4) 救急自動車
- (5) その他の消防用施設

5 通信設備の整備

市及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため、次のとおり必要な通信施設を整備する。

- (1) 移動系・同報系市防災行政無線（周波数再編対応）
- (2) その他の防災関係機関等の無線

第6章 関係者との連携協力の確保に関する計画

■ 施策

	担当課等
第1 資機材、人員等の配備手配	危機管理課
第2 自衛隊の災害派遣	危機管理課
第3 物資の備蓄・調達	危機管理課
第4 帰宅困難者への対応	危機管理課、産業振興課
第5 他機関に対する応援要請	危機管理課、上下水道部、消防本部

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「資機材等」という。）の確保を行う。

緊急輸送路確保に用いる障害物撤去のための重機類
電気供給確保のための発電機、照明灯
通信確保のための市防災行政無線、携帯電話
水防用資機材
清掃活動のためのごみ処理等に必要な車両
災害応急対策に必要な機械及び車両等の燃料
その他災害応急対策に必要な資機材

- (2) 市は、市域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者、ドライバー等（以下「旅行客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、大阪府（以下「府」という。）に対して供給を要請する。

2 人員の配置

市は、府に対して、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、第3編「地震災害応急対策第1章第6節（広域応援等の要請・受入れ）」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第2 自衛隊の災害派遣

市長は、第3編「地震災害応急対策第1章第7節（自衛隊の災害派遣）」に定めるところにより、府（知事）に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。

第3 物資の備蓄・調達

- (1) 市及び防災関係機関は、地震発生後において、被害想定等を基にあらかじめ作成しておいた自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資に関する備蓄・調達計画を実行することとする。
- (2) 市は、前項に規定する備蓄・調達計画をあらかじめ作成しておく。

第4 帰宅困難者への対応

市は、第2編「第3章セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会の活動による地域防災力の向上 第5節（帰宅困難者支援体制の整備）」に定めるところにより、関係機関と連絡を図りながら、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等の対策を検討する。

第5 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、資料編に掲げるとおりである。

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

資料編	資料12-1	災害関連協定（危機管理課）
	資料12-2	災害関連協定（消防本部）
	資料12-3	災害関連協定（上下水道部）

第7章 防災訓練計画

■ 施策

- (1) 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、避難のための災害応急対策を含む。
- (4) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会等と連携するとともに、地域住民等の協力と参加を得て、次のような訓練を行う。
 - ア 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅行者等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難所等の避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 上記の防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

■ 施策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、防災士、セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。教育内容については、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、住民の自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育、啓発を行う。この場合、地域の自主防災組織の育成及び防災士の活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うように配慮する。なお、教育・啓発の内容については、次の事項を含むものとする。

また、住民が旅行先や職場等で津波に遭遇する可能性もあることから、避難に関する適切な知識についても普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 住民等自らが実施し得る、生活必需品の備蓄（7日分（最低3日分））、家具の固定、出火防止やブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

市は、関係機関と協力して、児童、生徒等に対する教育を実施する。また、学校等が行う児童、生徒等に対する教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

教育方法については、学校等の実態に応じた具体的な手法により、実践的な教育を行い、内容については、概ね次の事項を含むものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を
知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

また、防災上重要な施設の管理者は、本市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9章 津波に関する事項

■ 施策

府内では、法第10条の規定に基づく、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域（「南海トラフ地震津波避難対策特別強化区域」）は指定されていない。

また、本市は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づいて府が設定した津波浸水想定区域にも含まれていないが、南海トラフ地震に伴い発生する津波が大和川を遡上し、市域内においても大和川河川敷が浸水する可能性も完全に否定できないため円滑な避難の確保に資するよう努める。

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生し、津波遡上の危険があると判断されるときは、大和川河川事務所にも問い合わせ、必要があれば直ちに市民等に対して大和川河川敷から退去し、立ち入らないように市防災行政無線等を通じて緊急伝達・放送するとともに、消防団、自主防災組織、防災士等に対しても市民等にその旨の周知を依頼する。